

令和3年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会
令和3年度化学物質審議会第2回安全対策部会
第217回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】
書面審議
議事要旨

審議期間：令和3年9月17日（金）～令和3年10月25日（月）
意見受付期間：令和3年9月17日（金）～令和3年9月30日（木）
議決日：令和3年10月25日（月）

議題

1. WSSD2020 年目標への取組について
2. その他

議題概要

議題 1 : WSSD2020年目標への取組について

以下、いただいたご意見及び事務局回答を列記。

資料1 化審法のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD2020年目標への取組の総括

通し番号	委員名 (所属委員会)	ページ数	該当箇所等	いただいたご意見	回答
1	吉岡 義正 (中央環境審議会)	全般		本委員会（書面審査）において、単に「御意見を」では議題が明確でないので、戸惑う。	今後の運用において改善いたします。 (事務局)
2	吉岡 義正 (中央環境審議会)	全般		本書の位置付けがよくわからない。本書は誰に対して WSSD2020年目標への取組の結果 を報告するものであろうか。委員のみに対する報告という意味では、口頭報告の補助文書（説明用資料）の位置づけのように思われる。しかし、それでは、本審査会の（書面）審議事項としてはなじまない。審査事項であれば、最終報告書の作成が前提条件であることを明記すべきである。一方、国民に対するものとしては、不十分と考えられる。なぜならば、本書は要約であり、具体的なデータがほとんど示されていないから。報告書であるのであれば、2018年の進捗状況を土台により丁寧な解説を行い、その要約として	WSSD2020年目標を達成するための「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」の日本国内での行動計画は、SAICM関係省庁連絡会議で取り決めており、2020年2月に「SAICM国内実施計画の進捗結果について」を公表しました。本資料は、この中の化審法のリスク評価に関係する部分について、これまでの取組状況と現状の課題を踏まえた今後の取組をとりまとめ、国民に対して報告するものです。 審議結果も踏まえた2020年までの取組を通じて整理された課題は、今後の化審法におけるリスク評価の運用や「化

				<p>の本書を位置づけるべきと考える。</p>	<p>審査における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス」（以下、「技術ガイダンス」）等の関連文書の改訂の検討に活かします。ご指摘を踏まえ、資料1に以下のとおり追記いたします。</p> <p>「本資料は、「SAICM国内実施計画の進捗結果について（令和2年2月SAICM関係省庁連絡会議）」においてとりまとめられているWSSD2020年目標への取組のうち、特に化審査におけるリスク評価について設定された目標及び取組状況についてまとめ、報告するものである。」（事務局）</p>
3	<p>金原 和秀 (化学物質審議会)</p>	<p>全般</p>		<p>この資料は、2018年に作成された、「化審査のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD2020年目標の達成に係る進捗状況と今後の取組（案）」（2018年11月16日3省合同審議会資料4）の2021年版（本来は2020年版）である最終報告書を作成するにあたっての方針もしくは要約なのでしょうか？ また、令和2年2月にSAICM関係省庁連絡会議で提出された「SAICM国内実施計画の進捗結果について」の中から、化審査のスクリーニング評価・リスク評価に関係する部分を、それ以降の情報も含めてまとめたという認識でよいでしょうか？ 今後の取り組みとありますが、それはどこに向けての発信なのでしょうか？ 国民もしくはSAICM、ICCM5に向けた発信、その基本的考え方？ 化審査において、スクリーニング評価・リスク評価</p>	<p>吉岡委員（通し番号2）への回答と同じ。（事務局）</p>

				<p>を進めてきましたが、解決すべき問題点が整理されてきたとも思います。技術ガイダンスも検討を重ねています。その問題点を今後の取り組みとしてどこに発信するのかが分かりませんでした。</p> <p>2020年開催が予定されていたICCM5が延期されていますが、次の枠組みは議論されているのでしょうか？表題がWS SD2020目標への取り組みですが、今後の取り組みは、国内での取り組みなのか、国際的な枠組みでの取り組みなのか分かりませんでした。ICCM5では2020年以降の今後の取り組みが話し合われることになっています。その議論への発信も行うということでしょうか？</p>	
4	小野 恭子 (化学物質審議会)	全般		<p>資料1および参考資料2-4を読み、WSSD2020年目標への取組が着実になされていることが理解できました。ただ、他の委員からの指摘と同様ですが、資料1のみでは理解は難しかったです。この資料が誰に向けた何を伝えたいものであるかによって記載事項の詳細度は変わりうるため、ターゲットと目的を明確にしたうえで記載の精査が必要と感じました。</p>	吉岡委員（通し番号2）への回答と同じ。（事務局）
5	松江 香織 (化学物質審議会)	全般		<p>本議題の審議目的と最終成果物が事務局から審議委員に対して明確に示されておらず、また審議結果が将来の化審法運用に対していかなる拘束力を持つのか、最終成果物はどのような文書でありどのように使用或いは公開されるのかが示されていないため、適切な意見・審議になっているかが懸念される。また、上記について資料中に明記する</p>	吉岡委員（通し番号2）への回答と同じ。（事務局）

				ようお願いしたい。	
6	坂田 信以 (化学物質審議会)	全般	全般	タイトルは「WSSD2020年目標への取組」だが、既に2020年は経過し、国連や欧米等では2020年以降の化学品管理の枠組みなどについて検討が進められている。化審法についても2020年以降、スクリーニング評価・リスク評価に限定することなく、化審法制度全体について、例えば10年後のあるべき姿などの長期的なビジョンの案を示していただきたい。	2020年までの取組を通じて残された課題を整理したものであり、個別物質の評価を通じて継続的に検討すべき課題であると考えております。いずれも検討に時間のかかる難しい課題であるため、国際的な議論が進んでいるものや、リスク評価の優先度が高い物質の評価に必要な課題を優先しつつ、専門家のご意見を踏まえて検討を進めてまいります。ご指摘のとおり、具体的なスケジュール目標を示しておりませんが、ポストSAICMの議論の動向を見ながら、進捗を確認することを検討いたします。(事務局)
7	吉岡 義正 (中央環境審議会)	表題		表題「化審法のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD2020年目標への取組」では本書の意味がわかりにくい。中間の「進捗状態」は既に提示されているので、「化審法のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD2020年目標への取組」「の総括」あるいは「の最終報告書」とすべきと思われる。それとも「最終報告書」は別に準備されているのであろうか？	ご指摘を踏まえて、表題を以下のとおり修正いたします。 「化審法のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD2020年目標への取組の総括」(事務局)
8	白石 寛明 (中央環境審議会)	3	表題	参考資料2(2016)、参考資料3(2017)では、表題が「化審法における2020年目標の具体化について」で、サブタイトルは「～化審法におけるリスク管理が2020年までに達成すべき具体的なイメージ、目標とロードマップ」とあり、「リスク管理」も対象としているが、資料1では「WSSD2020年目標達成	ご指摘のとおり取組状況にはリスク管理の観点も含まれるものの、本資料はリスク評価を主としているため、表題に「リスク管理」は含めておりませんが、吉岡委員(通し番号7)のご意見を踏まえて表題を修正いたします。資料の位置づけについては、吉岡委員(通し番号2)への回答のとおり、資料1

				<p>のための化審法リスク評価の具体的な目標」となり、「リスク評価」のみに特化されている。参考資料4（2018）の時点で資料1と同様のタイトルとなっており、資料1が参考資料4を受けた取組のまとめであるとの位置付けを明確にするのであれば、表題についてはこのままでも祖語はないと思う。このあたりの説明が資料1には全く見当たらない。スライド10で「事業者に排出削減の自主的取組を促すなどの対策」に言及されているので「リスク管理」を含めた表題に戻してもよいかもしれない。</p>	<p>に追記いたしました。（事務局）</p>
9	白石 寛明 (中央環境審議会)	3-5	特に、経緯の部分と全体	<p>経緯の部分は、参考資料を参照しつつ内容を補えば、表題の変遷などの審議に必要な事項を理解することはできたが、資料1のみでは化審法リスク評価における2020年目標への取組の経緯を把握することは困難であった。</p>	<p>指摘を踏まえ、今後はわかりやすい審議会資料の作成に努めます。（事務局）</p>
10	東海 明宏 (化学物質審議会)	3 15 18	【目標・】 【・・・取組】	<p>WSSD2020目標に向け、化審法リスク評価の着実な執行を通じ、適切な目標設定のもとで実務が推進されてきている。なお、実際には、物質ごとにリスク評価に必要な情報量の濃淡が結果に響くため、一層、15ページの課題への戦略的取り組みが重要であると考え。同時に、物質ごとに情報量の濃淡が内在するという、一定の不確実さを前提とした、この評価スキーム(18ページ)そのものの頑健性や目的合理性についてのまとめをしておく必要を感じる。</p>	<p>ご指摘の点は今後のリスク評価の運用に活かしてまいります。（事務局）</p>

11	<p>松江 香織 (化学物質審議会)</p>	3		<p>国連等においては、既に所謂ポストSAICMの議論が進展している現時点において、「化審法のスクリーニング・リスク評価におけるWSSD2020年目標への取組」に限定した審議が行われることに対し、今回の審議の必要性を否定するつもりはないものの、日本の化学物質管理に関する法規制の将来像やその実現にむけた取組を示していただくことをより期待している。そもそもWSSD2020は、リスク評価を実施することがゴールではなく、リスクを最小化することを目標としていることを鑑みると、本資料は化審法のリスク評価に限定されたレビューになっているので、日本の化学物質管理に関する長期的な展望を表現されることをお願いしたい。</p>	<p>今後の日本の化学物質管理の長期的な展望については、法律の枠組みを超えて広い視野で議論されるべきものであることから、ご指摘のとおり、ポストSAICMの議論など国際的な動向との整合性等にも留意しながら関係省庁間で議論を進めてまいります。(事務局)</p>
12	<p>白石 寛明 (中央環境審議会)</p>	3 (8-10)	目標2	<p>目標2は、参考資料2, 3では、「人の健康又は生活環境動植物への長期毒性を有し、かつ相当広範な地域でリスクが懸念される状況であると判明したものを第二種特定化学物質に指定する」とあり、リスク評価とともにリスク管理が関連する目標である。一方、資料1の目標2は「第二種特定化学物質に指定すべきものを指定する。」と簡略化されており、資料のどこにも元の文章は見当たらない。これまでの経緯を示すのであるのならば、重要な目標であるので、そのままの形で掲載したほうが良い。また、参考資料3も引用に加える方が妥当である。目標2の記載方法については、スライド8, 9, 10にも同様の問題が指摘できる。</p>	<p>目標2の表現につきまして、ご指摘のとおり修正いたします。目標を達成するための方策を整理した参考資料3については、4ページの内容と関係が深いことから3ページではなく、4ページにおいて引用する形といたします。(事務局)</p>

13	柏田 祥策 (化学物質審議会)	4	目標	目標1・2・3の部分がやはり理解に困難さがあります。内容は他の文章で理解可能なのですが、表作成の丁寧さが欠けているように思えます。	ご指摘を踏まえ、今後はわかりやすい審議会資料の作成に努めます。(事務局)
14	白石 寛明 (中央環境審議会)	4	○と引用 方策の内容	3つの目標と13の方策の対応付けとして、参考資料3が引用されているが、参考資料4(2018)図表3が対応付けの初出であり、こちらを引用するのが妥当である。参考資料4での対応関係は赤、黒、点線の3種類で区別されている。表にする場合でも○以外の記号で対応関係を区別されていたほうがわかりやすい。点検の結果として方策⑤と⑨が重点項目として抽出されていること(図表10)を示せば、次のスライドとのつながりが理解しやすくなる。 なお、参考資料4では方策④の実施状況は参考資料3(2017)から更新されて、すべて「実施済」と変更されている。方策③、⑧～⑪は「運用改善」と整理されていることも示したほうが適切ではないか。	ご指摘のとおり、目標と方策の対応付けは2018年11月審議会(参考資料4)で初めて示されているため、4ページにおいて参考資料4も引用いたします。 また、参考資料4で示されている、線の種類の区別や重点項目については、当該資料にも反映いたします。 方策③、⑧～⑪は4ページの表中に「運用改善である旨を追記します。(事務局)

15	小野 恭子 (化学物質審議会)	4		<p>合理化・加速化方策が13項目、具体的に設定され取り組まれたという点、評価できます。方策の達成度は差があると理解していますので、この表で達成度を明示することも検討されてはいかがでしょうか。5ページ以降に「一層の合理化・加速化が必要である」方策が個別に指摘されているのですが、それがどのくらい優先順位が高く、どのくらい実行が難しいことが予想され、今後リソースをどの程度注げばよいのか、という点がわかるような書き方が良いと思いました。</p> <p>また、この資料のどこかで、従来、特に不合理だったプロセスや、加速化を妨げていたプロセスが例示としてあると、改善した点が明確化するのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、方策によっては今後取り組むべき課題が残っているものもあり、それらの課題がすなわちリスク評価の加速化を妨げる要因でもあると認識し、「3. 今後の取組」に整理しております。どれも難易度が高い課題ではありますが、国際的な議論が進んでいるものや、リスク評価の優先度が高い物質の評価に必要な課題から優先的に取り組んでまいります。(事務局)</p>
16	白石 寛明 (中央環境審議会)	5	●2つ目と項目名	<p>参考資料4(2018)の図表15を一部修正し作成されているように見える。「評価手法を改良した」と過去形になっているが、2018年の時点で実施済み(用途確認など)の事項はあったが、「まだ取り組めていないものについては速やかに実行する(24ページ)」ともある。その後、実行されたのであれば、2018年以降を含めたこれまでの経緯として問題ないとは思いますが、いつの時点までを経緯で整理したのか不明である。誤解が生じないような表現が必要と思う。</p> <p>「段階」の1番目の項目名は、参考資料4では「<u>重点</u>方策の点検から。。。」となっている。方策⑤と⑨以外の要素が追加されていないようなので、スラ</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「方策の実行状況・評価手法を点検し、2020年までの目標達成に向けて早急に対応が必要とされた方策⑤と⑨の対応策と取組状況を整理した。」 (事務局)</p>

				イド4を修正したうえで「重点」を追記したらいかがか。	
17	鈴木 規之 (中央環境審議会)	5		スクリーニング評価、リスク評価（一次）Ⅰ、リスク評価（一次）Ⅱではほぼ同じことが指摘されている項目がある。このような項目をより単純に整理して、また、場合によってはリスク評価（一次）Ⅰ、Ⅱを横断的に検討してよい項目もあると思われる。	5ページの表は、2018年の中間点検の時点で、「2020年以前に早急に対応が必要である」とされた方策⑤⑨について整理し、3省合同審議会です承されたものです。今後のリスク評価の運用において、各段階に応じた課題の検討とともに、スクリーニング評価とリスク評価に共通する課題、及び評価Ⅰと評価Ⅱに共通する課題については、横断して検討することも考慮してまいります。（事務局）
18	吉岡 義正 (中央環境審議会)	7	方策④	この記述内容は「人健康」に係わるものか？そうであるならば、その点を明確に記述すべきと思われる。	ご指摘を踏まえ、「人健康」に関わる記述であることを追記いたします。（事務局）
19	山本 裕史 (中央環境審議会)	8-10		合理化・加速化の観点での議論がなされていますが、NPEの際にはこの点では非常に大きな課題があったと感じます。その点についての反省を踏まえた取組状況についての記述はなく、より具体的に説明があってもよいのではないのでしょうか。	8-10ページには、NPE個別の記述はありませんが、NPE等での議論を踏まえた今後の取組としては、14ページ【リスク評価】に「・Weight of Evidence等の更なる活用の検討を進める。」を追記いたします。（事務局）
20	吉岡 義正 (中央環境審議会)	8	方策⑨	「評価Ⅱスケジュールの見直し」の意味がよくわからない。具体的に何を指して「スケジュールの見直し」としているのか。評価Ⅰが終了すれば評価Ⅱに自動的に移るのではないか？	「合理化・加速化方策」へ掲げる13項目につきましては、資料1の4ページに示すとおり、2016（平成28）年10月及び2017（平成29）年1月の3省合同審議会です承された項目です。 評価Ⅰは、評価Ⅱを行う物質の優先順位付けをする工程であり、評価Ⅰ実施後に全ての物質が評価Ⅱに自動的に移るわけではございません。ここで記述した「スケジュールの見直し」の趣旨は、化審法届出情報（用途等）確認の

					<p>徹底・PRTR排出量、モニタリング情報の活用・発がん性物質の定量評価を行った結果、二特指定の蓋然性が高いとは言えない物質については、優先順位を下げて評価Ⅱスケジュールを見直し、さらに、他法令の管理状況についても考慮することを意味しています。評価Ⅱを行うこととなった物質については、有害性情報や暴露情報の収集状況に鑑みてより効率的に評価Ⅱが実施できるよう、毎年度スケジュールを作成し、見直していることを意味しています。（事務局）</p>
21	森田 健 (化学物質審議会)	9	方策⑩	<p>「新規文献の収集方法も変更した」とありますが、新規文献には原著論文は含まれていないとの理解です。それが正しいとすれば、ここは「新規評価文書等の収集方法も変更した」とするのが適当と考えます。</p>	<p>方策⑩への取組状況につきましては、参考資料4の2018（平成30）年11月16日3省合同審議会資料の図表10において「実施済／実行中」として報告済みであり、今回資料へもそのまま記載いたしました。「新規文献の収集方法も変更した」とは、参考資料2の2016（平成28）年10月28日3省合同審議会資料5ページのロードマップ上では平成28年度より「UVCB物質以外の第二種特定化学物質になりそうな物質を順次詳細評価」としていたところについて、参考資料3の2017（平成29年）年1月31日3省合同審議会資料6ページに掲げるロードマップ上では、方策⑩の評価方針として平成28年度以降UVCB物質以外の公開基準値未設定物質を順次リスク評価するに変更し、平成30年度以降国内基準値が定められている物質を順次評価することを追加している点を指しております。 参考資料3の3ページ5行目からの記</p>

				<p>載にもあるとおり、平成29年の化審法改正にかかる国会審議においても、評価を合理化・加速化していることを政府答弁しており、「国内外で確立された知見を積極的に活用するとともに、優先評価化学物質の中でも有害性と環境排出量の多い物質のリスク評価に注力するなどして対応を加速している」としております（下記URL 別紙4 参照）。</p> <p>（参考URL） http://www.env.go.jp/press/y051-189-1b/040b.pdf</p> <p>なお、有害性情報を収集する際の「新規文献」には、評価書などの資料のほか原著論文も含まれます。評価Ⅱ段階における有害性情報の収集方法はリスク評価の技術ガイダンスに記載する「既知見の更新状況の確認・収集及び精査の観点」に則っており、リスク評価に用いるデータの信頼性についての指針等はホームページにおいて公開しております（下記URL参照）。（事務局）</p> <p>（参考URL） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_reliability.html</p>	
22	坂田 信以 (化学物質審議会)	9	【方策⑩】	<p>国内外で得られた知見の活用について、特に海外で確立された有害性評価の知見の活用について、科学的根拠に基づく指針などを示していただきたい。</p> <p>特にリスク評価の基となる有害性評価</p>	<p>ご指摘の点を踏まえて個別物質のリスク評価を進め、リスク評価の知見を蓄積した上で、技術ガイダンス等の関連文書の改訂に反映してまいりたいと思います。（事務局）</p>

				<p>値の導出で、化審法で定めた以外の不確実係数を用いる場合には、専門家判断を含め、科学的根拠に基づく説明を明記することなど、透明性の高いリスク評価実施のさらなる促進に向けた方針を明示いただきたい。</p>	
23	小野 恭子 (化学物質審議会)	9	方策⑩	<p>「新規文献の収集方法も変更した」を具体的に書くことは可能でしょうか。(現状の記述だけではこの変更が加速化につながる理由がわからないため)</p>	森田委員(通し番号21)への回答と同じ。(事務局)
24	小野 恭子 (化学物質審議会)	9	方策⑪	<p>「リスク評価書の合理化を反映する改訂」を具体的に書くことは可能でしょうか。リスク評価書の合理化という言葉は、説明が必要と思われます。</p>	<p>「合理化・加速化方策」へ掲げる13項目につきましては、資料1の4ページに示すとおり、2016(平成28)年10月及び2017(平成29)年1月の3省合同審議会です承された項目です。</p> <p>2017(平成29)年1月開催3省合同審議会にてスクリーニング評価・リスク評価の合理化・加速化方策について審議がなされ、了承されたことを踏まえ、人健康影響に係る評価Ⅱリスク評価書の合理化について検討を進め、有害性評価値の導出について見直し、それに伴い基本的な考え方及びリスク評価手法の改訂を行い、審議を経て2018(平成30)年1月に改訂第1版として公表しました。詳細は下記URLをご参照ください。現行版は2019(平成31)年1月に公表した改訂第2版です。(事務局) (参考URL) http://www.env.go.jp/council/05hoken/y051-172-b/mat03.pdf</p>

25	和田 勝 (中央環境審議会)	10	目標2の上 の青字部分 2行目	相当広範囲の環境中の相当→、、、環 境中に相当	ご指摘のとおり修正いたします。(事 務局)
26	坂田 信以 (化学物質審議会)	10	1つ目の ⇒(矢印)	「第二種特定化学物質相当の蓋然性が 高い物質については、・・・、事業 者に排出削減の自主的取組を促すな どの対策を講じた。」について、事業 者が自主的な排出削減の目標を設定す るには、まず規制値を予測することが必 要であり、化審法リスク評価ガイド ンスをもとに実施することになる。事 業者による自主的取組を推進するため 、化審法リスク評価ガイドンスを基に 進めることを明記いただきたくととも に、法律間でのリスク評価手法の整合 化をお進めいただきたい。	ご指摘のとおり、事業者の自主的取組 を促進するためには、排出削減の目標 設定のためにリスク評価結果やリスク 評価手法をわかりやすく提供すること が重要であると考えます。ご指摘を踏 まえ、事業者への情報提供や制度間の 有害性評価の整合化に取り組んでまい ります。(事務局)
27	小野 恭子 (化学物質審議会)	10	目標2への 取組	目標2は、「・・・第二種特定化学物 質に指定すべきものを指定する」であ り、それに対する取り組みとして「⇒2 020年時点までに得られた～」ですが、 直接の取り組みの説明になっていない ような違和感があります。おそらく、 この間に背景等の説明があると思われ ますので、追加されてはいかがでしょ うか。	目標2への取組状況は、参考資料4の2 018(平成30)年11月16日3省合同審議 会資料の図表10において「実施済/実 行中」として報告済みの内容は再掲し、 「検討中/再検討」であった方策は最 新の状況を記載いたしました。 結果的に第二種特定化学物質に指定さ れた物質がないことから、直接的な取 組を説明していないように読めるかも しれませんが、相対的にリスクが高い と考えられる物質についてリスク評価 を行ってきた結果、2020年までに第 二種特定化学物質相当と判断した物質 はなかったものの、よりリスク蓋然性 の高い物質を選定するための評価手法 やスケジュールの見直しなどに取り組 んだことを成果として説明しております。 (事務局)

28	小野 恭子 (化学物質審議会)	10	「相当広範な地域の環境中の相当程度残留」	「相当広範な地域の環境中の相当程度残留している見込みがあるかどうかを判断するための情報収集・分析」とありますが、「見込み有無」の判断スキームも今後明確にされる必要があると思います。	ご指摘の点は今後の課題とし、個別物質の評価を通じて検討してまいりたいと思います。(事務局)
29	森田 健 (化学物質審議会)	10	方策⑦	「変異原性陽性で発がん性試験データのない物質のリスク評価手法」とありますが、現況では発がん性リスク評価が対象なので「変異原性陽性で発がん性試験データのない物質の発がん性リスク評価手法」が妥当と考えます。	小野委員(通し番号24)への回答に記載するとおり、「合理化・加速化方策」へ掲げる13項目につきましては、資料1の4ページに示すとおり、2016(平成28)年10月及び2017(平成29)年1月の3省合同審議会です承された内容を転記しております。 ご指摘のとおり、→の取組状況を「中長期的な取組として検討を進めており、2021年度には各審議会専門家による「変異原性陽性で発がん性試験データのない物質の発がん性リスク評価手法」の検討を開始する。」といたします。(事務局)
30	小山 次朗 (中央環境審議会)	11	方策⑫	UVCBsの評価単位がより広範に設定されることにより、有害性情報付与が困難になることへの配慮が必要ではないか。評価単位が広範に及ぶことによって、有害性データの代表性を明確にするため長期の検討を要することがあり、本来の目標への早期の取り組みと逆行する。	製造・輸入数量届出事業者からUVCBsの詳細な構造・成分情報を得ることにより、取扱い実態に即し、可能な限り化学物質単位に分割して設定することができ、活用できる有害性情報が明確になると考えます。なお、原則、スクリーニング評価単位が優先評価化学物質として指定され、評価単位となりますが、評価時点での流通実態、物理化学性状及び有害性情報の検討を踏まえて、評価単位を精査しており、その際には、ご指摘のとおり、評価単位が不適切に広範な範囲となることで本来の目的である、リスク評価の合理化・加

					速化の弊害とならないように留意いたします。(事務局)
31	小野 恭子 (化学物質審議会)	12 15	目標3への 取組	「⇒QSAR、リードアクロスによる有害性の予測値の事業者からの提出・・・」について、事業者が自ら評価を行い情報提供することは合理化、加速化と整合する方向性と思います。暴露評価でも今後、事業者からの予測値の提出がありうるかもしれません。一方で、提出された情報の精査スキームも今後必要になると思います。	特にデータ不足のためリスク評価が進んでいなかった物質については、事業者からの提供情報を含め、多くの情報を活用することが重要であると考えます。情報の信頼性評価方法を含む情報の活用について、今後とも専門家のご意見を踏まえて検討を進めてまいります。(事務局)
32	和田 勝 (中央環境審議会)	12	青字の部分	「提出」の後に、「方法の整備」を入れる。(理由：提出や整備を実施した、では前者はうまく呼応しない)	ご指摘のとおり修正いたします。(事務局)
33	山根 雅之 (化学物質審議会)	12	方策②、⑧	生態影響については、QSAR、リードアクロスの活用に向けて各種基盤整備が整いつつあると思われまますので、実際の有害性評価の場面で(スクリーニング評価以外でも)、これらの手法が積極的に活用されることを期待いたします。また、ヒト健康の分野においてもQSAR、リードアクロスなどの手法を積極的に活用できるような取り組みを進めるべきと考えます。今後も動物実験削減の動きは加速していくと思われまますので、AI-SHIPSなど各種プロジェクトの成果も活用するなど、動物非使用技術の活用を積極的に進めていただければと思います。	生態影響につきましては、ご指摘を踏まえて、QSAR、リードアクロスの活用の促進に取り組んでまいります。人健康影響評価へのQSAR、リードアクロスなどの手法の活用状況は、スクリーニング評価において、「化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第1版】」に則り、個別に専門家判断の参考として活用しております。次段階評価に進む物質の優先順位付けを目的とする評価Ⅰではスクリーニング評価に用いた情報を使用しておりますが、有害性評価値導出のため情報の精査を行う評価Ⅱではまだ活用経験はないものの、必要に応じて活用を検討してまいります。(事務局)
34	小山 次朗 (中央環境審議会)	12	方策⑧	QASR、リードアクロスによる有害性予測と第10条1項発出との関係が不明。このような物質では、環境中濃度などのデータ不足が予測され、暴露評価が行えず、有害性予測値が得られたとして	QSAR、リードアクロスの利用と10条1項発出は、独立した内容です。毒性情報が得られなかった物質について、QASAR、リードアクロスを利用するアプローチや、10条1項発出により有害性情報

				も、その後のリスク評価まですすむことがほとんどないのではと懸念する。このような状況で、第10条1項発出して生態毒性などの実験データを要請するのか。どのような状況であれば、第10条1項を発出するのか明確ではない。	を調査するアプローチがあるという趣旨になります。（事務局）
35	坂田 信以 (化学物質審議会)	13 以 降 全 般	3. 今後の 取り組み	「3. 今後の取組」では、今後取り組むべき重要な項目が示されているが、マイルストーンやタイムテーブルが示されていない。これらを明確に示すことは化審法のリスク評価の促進にもつながると考えられる。今後の取り組みについてロードマップを示して頂きたい。	坂田委員（通し番号6）への回答と同じ。（事務局）
36	吉岡 義正 (中央環境審議会)	14	スクリー ニング評価	「真に優先してリスク評価すべき物質」の意味が曖昧である。 「人健康・生態影響のいずれか--- その結果をスクリーニング評価に活用する」とは、「より優先して評価する」との意か？	優先評価化学物質として指定後、新たな有害性データや暴露データに基づきリスクの懸念がないと考えられる物質がある可能性があることから、次項の【リスク評価】の3点目に「評価Ⅰまたは評価Ⅱの段階においてリスク懸念のない物質の機動的な優先取消しを検討する。（◆）」ことを掲げております。その検討結果を、スクリーニング評価段階における「真に優先してリスク評価すべき物質」の検討に活かせると考えております。 リスク評価結果のスクリーニング評価への活用につきましては、リスク評価における暴露に関する知見をスクリーニング評価に活用するという趣旨です。白石委員（通し番号42）のご指摘を踏まえ、「評価結果」を「暴露に関する知見」に修正いたします。（事務局）

37	金藤 博子 (化学物質審議会)	14	スクリーニング評価	「・真に優先してリスク評価すべき物質を見極めて・・・」とあるが、単にマトリックスで判断するというのではないと読める。この一文は、特に抽象的過ぎてわかりづらいと感じるので、優先すべき条件例等の記載をすると良い。	吉岡委員（通し番号36）への回答前段と同じ。（事務局）
38	石塚 真由美 (中央環境審議会)	14	リスク評価	具体的な表現を入れることが難しいことは理解していますが、「真に優先してリスク評価すべき物質を見極めて」が概念的な表現のため、基準がわかりにくいと感じました。	吉岡委員（通し番号36）への回答前段と同じ。（事務局）
39	青木 康展 (中央環境審議会)	14	スクリーニング評価 第2項目 2行目	「真に優先して」との文言の意味が不明確です。具体的に記述して頂きたい。	吉岡委員（通し番号36）への回答前段と同じ。（事務局）
40	鈴木 規之 (中央環境審議会)	14	スクリーニング評価	「真に優先してリスク評価すべき物質を見極めて優先評価化学物質に指定」という指摘は重要だが、このための手法が必ずリスク評価とは限らない。現行ではスクリーニング評価とリスク評価は本質的に類似の情報と方法に依っており、そこで抽出される物質はもちろん引き続き重要であるが、加えて、曝露あるいはハザード的な一部の情報から優先物質を見極めていくことを考えるべきではないか。リスク評価（一次）Ⅰに発がん性に関する指摘があるが、その種もこのような枠組みで吸収できるかもしれない。	優先評価化学物質指定の必要性の見極めの際には、ご指摘に留意して検討いたします。（事務局）

41	青木 康展 (中央環境審議会)	14	スクリーニング評価 第2項目 3行目	「その評価結果をスクリーニング評価に活用する」：人健康影響と生態影響は当然エンドポイントが異なります。その評価結果をスクリーニング評価に活用するとはどのような評価を行うのかを分かり易く説明して頂きたい。	吉岡委員（通し番号36）への回答後段と同じ。（事務局）
42	白石 寛明 (中央環境審議会)	14	本文中のスクリーニング評価、2か所 評価結果	本文での「スクリーニング評価」を（暴露クラス*有害性クラス）の優先度マトリックス方式での評価と考えているのであれば、暴露クラスの評価方法がこれまでとは異なることになるので、くどいようだがあえて優先度マトリックスによることも明示すれば誤解が少ないと感じる。 人健康と生態でのリスク評価の「評価結果」をスクリーニング評価に活用するとあるが、評価結果というよりも評価の過程で得られた暴露に関する知見の活用ではないか？	「・・・その結果をスクリーニング評価に活用する」につきましては、ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「新たに得られた有害性情報（最新の有害性情報、評価単位変更による変更、キースタディ変更等）及び暴露情報（化審法届出情報、PRTR情報、モニタリング情報等）を用いた有害性クラスと暴露クラスを、優先度マトリックスに当てはめ、」 評価結果の活用につきましては、ご指摘のとおり修正いたします。（事務局）
43	石川 百合子 (化学物質審議会)	14	【リスク評価】	「毎年度、対象物質の追加などがあることから、引き続き、評価Ⅱスケジュールの見直しと、スケジュールに沿った評価Ⅱの実施を進める。」とのことですが、WSSD2020年目標の次の〇年目標、または目標とする評価物質数やスケジュールがあれば、実行可能な取組みを考えやすくなると思います。	ご指摘を考慮しながら、日本国内における化審法の課題として、引き続き、評価Ⅰ結果、リスク評価に必要な情報の整備状況及び他法令における管理状況を踏まえて優先順位を付け、着手できるものから遅滞なく評価を進めてまいります。（事務局）
44	青木 康展 (中央環境審議会)	14	リスク評価 第2項目	‘事業者には排出削減の自主的取組を促す’とする対策は理解しますが、この書きぶりのままでは、自主的取組を行えば‘二特’指定を回避できるように読めます。真意がわかるような書きぶりにして頂きたい。	当該記述の趣旨は、第二種特定化学物質の蓋然性が高い物質については、第二種特定化学物質への指定の判断がなされていない段階においても、必要に応じて、リスク削減のための対策として自主的取組を求めていくということも実施していくというものであり、そ

					の趣旨が明確になるように修正いたします。（事務局）
45	青木 康展 (中央環境審議会)	14	リスク評価 第3項目 2行目	◆の記述から考えると、スクリーニング評価の結果を踏まえて‘優先取消し’を検討すると読めるのですが、スクリーニング評価の情報をもって優先取消しを行うのでしょうか。些か不可思議な記述となっていますので、分かり易く記述頂きたい。	白石委員（通し番号42）への回答前段と同じ。（事務局）
46	小野 恭子 (化学物質審議会)	14		特にスクリーニング評価の手法は、かなり整理されてきており、加速化が進んでいると思います。 リスク評価の「生態影響の有害性評価について、各制度間の整合に関して検討を進める。」について、評価時期が異なれば、環境基準や指針値の導出に用いられたエビデンスとは異なる（新しい）エビデンスで判断される、ということはありえ、結果、管理レベルが異なる管理方法が並立すると混乱する、という背景かと思えます。制度が異なるので全て整合的である必要は必ずしもないと思うものの、管理方法が並立してしまう場合、違いをどこまで許容するかをクリアに説明することが求められると思いますので、そのための議論（化審法で守りたい環境とは？等）が今後必要になると思います。	ご指摘を踏まえて、各制度間の評価の整合について検討してまいります。（事務局）
47	石塚 真由美 (中央環境審議会)	14	リスク評価	生態影響の有害性評価について、「各制度間」がどこまで含めているのかわかりにくいと思いました。	例えば、環境基準と化審法リスク評価における有害性評価値との間の整合を念頭に置いております。（事務局）

48	山本 裕史 (中央環境審議会)	14	【リスク評価】3および4	生態影響の有害性評価の各制度間の整合や、ガイダンスの見直しについても重要と感じる。引き続き、この作業が迅速に進むことを期待します。	今後有害性評価の各制度間の整合や、ガイダンスの見直しに取り組んでまいります。(事務局)
49	青木 康展 (中央環境審議会)	14	リスク評価 第3項目 6行目	「各制度間の整合」⇒「各制度の目的を踏まえた制度間の整合」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、修正いたします。(事務局)
50	鈴木 規之 (中央環境審議会)	14	リスク評価	「生態影響の有害性評価について、各制度間の整合」整合を図れるところはあると思うが、各制度の目的は同一ではなく、また、制度が多面的であることは不確実性を有する情報に基づく環境管理では本質的な重要性がある。情報自体は良く共有し整合できるところの整合を検討することは必要だが、各制度の持つ意義を十分考慮して検討する必要がある。	各制度間の整合の検討の際には、各制度の持つ意義を十分に考慮しながら検討いたします。(事務局)
51	山根 雅之 (化学物質審議会)	14	最終行について	「これまでのリスク評価で得られた最新の科学的知見などを踏まえ、「化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンス」等の見直しを行う。」について、見直すべき点や方向性について、意見募集なども実施し、透明性のある形でぜひ進めていただきたい。	山本委員(通し番号48)への回答と同じ。(事務局)

52	山本 裕史 (中央環境審議会)	14	【リスク評価】4	評価Ⅱにおいて、一つの最小毒性値の信頼性をガイダンスでの規定を超えて過剰に時間をかけて確認する傾向となっていて、加速化や合理化と逆行しています。複数のデータの活用などを行う証拠の重み付け(Weight of Evidence)や種の感受性分布の活用のような高次のリスク評価ができる仕組みを早急に実施していく必要があると考えます。	14ページに「・Weight of Evidence等の更なる活用の検討を進める。」を追記いたします。 Weight of Evidence等を活用した高次リスク評価については、これまでの日本における評価状況や、海外での活用実績も踏まえて、導入に向けた検討をしてまいります。(事務局)
53	青木 康展 (中央環境審議会)	14	リスク評価第4項目	‘これまでのリスク評価で’ なにか ‘最新の科学的知見’ が得られていますか。「リスク評価に関わる最新の科学的知見を踏まえ「化審法における・・・」等の見直しを行う」が正確な記述ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、修正いたします。(事務局)
54	松江 香織 (化学物質審議会)	14		別添1、2から、 ・ R2年時点で、人健康影響の観点から優先評価化学物質に指定された化学物質約140物質、生態環境影響の観点から指定された化学物質約120物質が累積しリスク評価結論待ちとなっている。 ・ スクリーニング評価については、毎年約8000物質の評価対象物質に対して評価が実施され、優先評価化学物質相当とされる化学物質が継続的に抽出されている。 ことが読み取れ、今後の取組のうち、特に優先すべきはリスク評価の加速化であると考えられる。 そこで今後の取組については、「スクリーニング評価・リスク評価の更なる合理化・加速化に向けた取組」のようにスクリーニング評価とリスク評	別添1は累積数を示しており、優先評価化学物質の指定を取り消された物質や、人健康影響と生態影響の両方の観点から指定され二重にカウントされた物質も含まれています。別添2に示すとおり、毎年度スクリーニング評価を行い、2021年4月1日時点で優先評価化学物質に指定されている物質は227物質です。ご指摘のとおり、評価待ちになっている物質もありますが、相対的にリスクが高いと考えられる物質から優先順位を付け、毎年度評価Ⅱスケジュールを見直し、スケジュールに沿って評価を行っています。これまではWSSD2020年目標を達成するため、リスク評価の加速化を第一に進めてきましたが、優先評価化学物質に指定後、評価データの不足や評価手法が未確立のために評価が滞留している物質もありま

				価、合理化と加速化をひとまとめに取り扱うのではなく、「リスク評価の加速化」を個別に切り分けたうえで、リスク評価結論を導出する期限や対象化学物質（数）を数値目標として具体的に記述することがリスク評価の加速のために必要であると考えます。	すので、今後は評価滞留物質を削減するための検討も進めることが重要であると考えています。（事務局）
55	吉岡 義正 (中央環境審議会)	14		できれば、生態毒性において「段階的評価手法の検討」があると良いが。「段階的評価」は、リスクや生産量・予測毒性の程度に応じて準備すべきデータセットの組を指定することを指す。（希望）	今後の課題として、検討してまいります。（事務局）
56	吉岡 義正 (中央環境審議会)	14		「POPsと化審法の基準の違いによる課題の解決を諮る」ことを追加できますか？	POPs条約と化審法の基準の違いに由来する課題は、第一種特定化学物質に係る課題です。本資料は、第二種特定化学物質指定のためのスクリーニング評価・リスク評価に係る課題を取り上げているため、本資料に第一種特定化学物質に関する記載いたしません。3省でご指摘の課題を共有し、検討してまいります。（事務局）
57	金藤 博子 (化学物質審議会)	14 15	全体	審議資料はWSSD2020年目標の報告書であり、目標をほぼ達成したと見た。そうであれば、今後の取り組みにある「リスク評価ガイダンス等の見直し」や「情報収集の強化」はbeyondWSSD2020として、ロードマップの作成までは求めずとも達成すべき年限を明確にすべきだと思ふ。	坂田委員（通し番号6）への回答と同じ。（事務局）
58	金藤 博子 (化学物質審議会)	15	評価困難物質の着実な評価に向けた取り組み	例示にあるような構造・組成が複雑な物質については広く情報収集することが重要と思われる。情報提供窓口（フォーマット）をwebページ上の目に付く場所に設置するなどして、化学物質の	届出事業者のみなさまにはウェブサイトやメーリングリスト等を通じて引き続き周知してまいります。なお、構造・組成情報の提出対象物質数については、事業者の負担も考慮し、毎年4物

				扱う事業者、研究者等広範囲から情報収集できると良い。	質程度ずつ情報提供を依頼しております。(事務局)
59	小野 恭子 (化学物質審議会)	15	評価困難物質の着実な評価に向けた取組	情報収集強化、評価手法検討に関して、列挙されている対象ではいずれもリソースが必要なものですので、優先順位をつけて取り組むのが良いかと思えます。石油留分等、構造不定の可能性のある物質群の評価も課題かと思えます。	ご指摘を踏まえて、情報収集対象物質の優先順位付けを検討してまいります。(事務局)
60	鈴木 規之 (中央環境審議会)	15	情報収集の強化	「構造・組成が複雑な物質」行政上の課題であり、科学的課題でもあると思うが、今後の最も重要な検討課題と思われる。	ご指摘を踏まえて、構造・組成が複雑な物質に関する課題に取り組んでまいります。(事務局)
61	白石 寛明 (中央環境審議会)	15	混合物	「多成分物質」multi-constituent substancesとしたほうが、化学反応を伴わず混ぜて得られる混合物 mixtureとの区別が明確でよいかもしい。	ご指摘のとおり、修正いたします。(事務局)
62	坂田 信以 (化学物質審議会)	15	【情報収集の強化】 2つ目の ➤ (矢羽根)	QSARやread-acrossのスクリーニング手法での利用では、生態影響や物化性状だけでなく、ヒト健康影響への活用についても、事業者のデータ提出実績とその採用実績を示していただき、目標としたレベルへの到達度、課題、そして今後の化審法の評価での活用を含めたロードマップを示していただきたい。	スクリーニング評価においては、人健康影響評価へのQSAR、リードアクロスなどの手法は、「化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方【改訂第1版】」に則り、活用しておりますが、事業者へデータ提出を求めた実績はなく、今後の検討課題といたします。(事務局)
63	坂田 信以 (化学物質審議会)	15	同上	化審法の評価では、Read-acrossの質を確保することが必須であり、欧州のread-across assessment framework (RAAF)のように、評価の質を維持するためのガイダンスを作成いただきたい。	今後の検討課題といたします。(事務局)

64	坂田 信以 (化学物質審議会)	15	同上	欧米では、動物試験を「最終手段 (last resort)」とする考え方が定着している。動物福祉を考慮し、日本でもin silicoやWoE (Weight of Evidence) の活用・検討が進められてきており、動物試験代替法の国の評価での活用について、より具体的な目標を掲げる段階まで来ていると考えられる。目標とその実現に向けたスケジュールを示していただき、動物試験代替法の活用をさらに促進していただきたい。	ご指摘を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。(事務局)
65	鈴木 規之 (中央環境審議会)	15	情報収集の強化	「QSAR、リードアクロスによる予測値の活用を促進」すでに実例により議論されていると理解しているが、予測値を実測値と比較してどのように位置づけて使っていくかが重要である。予測手法の進歩と実例による位置づけ、応用の考察を並行して進める必要がある。	ご指摘を踏まえて、QSAR、リードアクロスによる予測値活用の促進に取り組んでまいります。(事務局)
66	石塚 真由美 (中央環境審議会)	15	評価手法検討の進展	日本語の問題ですが、「評価手法検討の進展」は検討することを指しているということではなかったのでしょうか？単に検討するのではなく、「検討の進展」の「進展」が何を指すのかわかりにくいと思いました。	ご指摘を踏まえて「評価手法検討の促進」に修正いたします。(事務局)
67	石川 百合子 (化学物質審議会)	15	【評価手法検討の進展】	「既存の評価手法では実態に即した評価を行えない物質等について、引き続き、実態に即した評価手法の検討を進める。」とありますが、これらの課題に優先順位があれば記載した方が分かりやすいと思います。また、どの課題も難しく、検討に時間がかかると思いますが、5年後や10年後等の大まかな目標があれば、それに向けた検討や研究の進め方を考えやすくなると思いま	2020年までの取組を通じて残された課題を整理したものであり、いずれも個別物質の評価を通じて継続的に検討すべき課題であると考えております。いずれも検討に時間のかかる難しい課題であるため、国際的な議論が進んでいるものや、リスク評価の優先度が高い物質の評価に必要な課題を優先しつつ、専門家のご意見を踏まえて検討を進めてまいります。ご指摘のとおり、

				す。	具体的なスケジュール目標を示しておりませんが、ポストSAICMの議論の動向を見ながら、進捗を確認することを検討いたします。（事務局）
68	青木 康展 (中央環境審議会)	15	評価手法検討の進展 1行目	「引き続き、実態に即した評価手法」 ⇒「引き続き、‘現時点での科学的知見とリスク評価の考え方に基づく’評価手法」ではないでしょうか。	ここで記載の「実態」とは、「環境中の存在実態等」を指しております。趣旨が明確となるよう、ご指摘を踏まえ、「既存の評価手法では環境中の存在実態等に即した評価を行えない物質等について、引き続き、新たな科学的知見を収集して実態に即した評価手法の検討を進める。」に修正いたします。（事務局）
69	白石 寛明 (中央環境審議会)	15	評価単位	混合物の評価単位に限らず、物質を取りまとめて整理する際の評価単位の設定方法について引き続き検討が必要ではないか？（例えば、塩類など、環境中での挙動を踏まえた「評価単位」）	ご指摘を踏まえ、「塩類」を例示に追加いたします。（事務局）
70	山本 裕史 (中央環境審議会)	15	【評価対象物質の扱い】1	「有害性評価値の設定方法」については、混合物の場合に基準とする物質をどのように設定するかということでしょうか。	ご指摘のとおりです。（事務局）
71	白石 寛明 (中央環境審議会)	15	金属	金属「元素」を含む無機化合物の扱い。としたほうが良い。	ご指摘のとおり、修正いたします。（事務局）
72	鈴木 規之 (中央環境審議会)	15	評価手法検討の進展	「界面活性剤・キレート作用を有する物質の扱い」すでに議論されているが、これらの評価を行うには環境中の物質組成等を評価の中で扱う必要があると思われる。	具体的な物質評価の際には、ご指摘内容に留意いたします。（事務局）

73	白石 寛明 (中央環境審議会)	15	常温で気体	(常温で気体である物質の生態リスク評価での扱い等)は例示としては不適ではないか。常温で気体ではあるが、水溶性の物質は数多くある(例えば、ジメチルアミン、沸点7度、優先評価化学物質)。難水溶性で揮発性が極めて高い物質とすれば趣旨に合うかもしれないが、毒性を完全に無視しており、あえて例示する必要はないと思う。	ご指摘のとおり、例示は削除いたします。(事務局)
74	森田 健 (化学物質審議会)	15	その他評価方法関連	「変異原性陽性で発がん性試験データのない物質のリスク評価手法」とありますが、本項目は発がん性リスク評価として現在検討中(既出)で、「今後の取組」としては違和感があります。変異原性については当面、主に発がん性との関連に着目した閾値あり又は無しの評価の判断材料とすることは承知していますが、一方で、変異原性試験の目的を「比較的簡便な短期間の試験により被験物質の遺伝毒性を検出し、それに基づくがん原性及び次世代への遺伝的影響について予測すること」としていることから、将来的には、変異原性自体についても評価すべきと考えます(例えば、変異原性陽性だが発がん性陰性物質をどう評価するのか)。従いまして、本項は、「変異原性陽性物質のリスク評価の考え方」のように、より広範な表記が妥当と考えます。	既出の方策⑦については種々の課題を包含するとの認識の上で「中長期的な取組み」としており、今後も継続して検討してまいります。資料1の15ページには、方策⑦へ継続的に取り組む前提のもと、当面取り組むべき課題として掲げております。(事務局)
75	山本 裕史 (中央環境審議会)	15	【その他評価方法関連】4	不確実係数には、(Q)SARやリードアクロス等の活用による低減以外にも、実測濃度の減少などが推測される際増加によって信頼性の判断が難しいデータを活用する手法もあり、より柔軟に増減とすべきではないでしょうか。	広瀬委員(通し番号76)のご指摘も踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「不確実係数の柔軟な設定(体内動態、in vitro/オミクスデータ、構造活性相関・リードアクロスの活用等)」(事

					務局)
76	広瀬 明彦 (薬事・食品衛生審議会)	15	【その他評価方法関連】	不確実係数の低減の方策例として「造活性相関、リードアクロス等」の活用が示されているが、構造活性相関やリードアクロスはむしろ、評価値の決まっていない物質に評価値を設定するためのツールである。不確実係数は評価値の決まっている物質に対して使用される係数なので、その低減を検討するためには「体内動態やin vitro/オミクスデータ等」の活用を事例として記載した方が良いと思う。	毒性情報が存在し、それに大きな不確実係数を適用して有害性評価値を算定している場合に、構造活性相関等の情報を活用して不確実係数を低減することを今後の課題として想定しているという趣旨です。 人健康影響に係る有害性情報につきましては、ご指摘いただいた事例を記載することといたします。(事務局)
77	山本 裕史 (中央環境審議会)	15	【その他評価方法関連】5	最終的な目標は、WSSD2020年目標である「人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されること」であるので、化審法用途で案分して評価・管理することに注力するよりは、化学物質のライフサイクルや得られるベネフィットも考慮しながら、化管法、農取法、薬機法、環境基本法(環境基準と排出基準)などを適切に使い分ける大所・高所からの視点があってもよいのではないのでしょうか。(16ページのまとめに記述してもいいと思います。)	ご指摘を踏まえ、16ページに、以下の文言を追加いたします。 「さらに、化学物質のライフサイクルや得られるベネフィットも考慮しながら、関係法令それぞれの制度的意義を踏まえて各制度を適切に活用し、化学物質のリスクを最小化する取組を進めていく。」(事務局)
78	青木 康展 (中央環境審議会)	15	評価手法検討の進展 12行目	‘他の法令で管理されている、あるいは’化審法以外の用途・・・と具体的に記述して頂きたい。	当該記述は、化審法用途とそれ以外の用途を有する化学物質の評価において、各法令が対象とする用途ごとの割合を評価する手法を検討するという趣旨になります。あくまで注目している観点は「用途」になりますので、「他法令での管理」という観点は、評価手法の検討の対象としていないため、原案どおりといたします。(事務局)

79	東海 明宏 (化学物質審議会)	16	第2パラグラフ	化審法のスクリーニング評価・リスク評価に関し、今後の射程について適切にまとめられている。環境汚染防止にむけた省庁間連携、国際競争力の強化、国際的動向と整合性をもって、今後のライフサイクルを通じた化学物質管理に適合する枠組みの検討も今後の射程の範囲内の一課題として重要である。また、範囲を逸脱してしまうが、国際的な流れを把握し、政策を支援する科学的基盤充実に必要とされている。	人材育成を含めて、ご指摘の点を今後の化学物質管理施策の検討に活かしてまいります。(事務局)
80	和田 勝 (中央環境審議会)	17	グラフ2点	表題に累積物質数と書いてあるが、パッと見たとき分かりにくかった。青棒の説明中の「既に」を「前年度までに」とし、赤棒の説明に「当該年度までに」を加える。赤い棒先端からX軸と平行な細い線を次年度の青い棒先端に引く。	ご指摘を踏まえ、青棒の説明中の「既に」を「前年度までに」と修正し、赤棒の説明に「当該年度までに」を追記いたします。(事務局)

以下の委員は意見なし、事務局案通り

【薬事・食品衛生審議会】 稲見 圭子、小野 敦、北嶋 聡、齋藤 文代、佐藤 薫、杉山 圭一、頭金 正博、豊田 武士、平林 容子、北條 仁、増村 健一

【化学物質審議会】 金子 秀雄

【中央環境審議会】 稲寺 秀邦、菅野 純、田辺 信介

議題2 その他

通し番号	委員名 (所属委員会省庁)	ご意見欄	回答
1	柏田 祥策 (化学物質審議会)	重複しますので略しますが、全体の印象としては吉岡委員と同じです。どこか宙に浮いたような(対象不明な)総括のような印象を覚えます。	吉岡委員(資料1通し番号2)への回答と同じ。(事務局)
2	柏田 祥策 (化学物質審議会)	WSSDを踏まえた取り組みの総括であるならば、これは国民に対する総括であり、国際社会に対する責務と考えます。総括後のリスクコミュニケーションへの記述が必要と考えます。とくに化学物質曝露に対してより高いリスクを持つ国民(妊娠期の女性、乳幼児、小児など)に対してこの総括をどのように伝達するか、についても積極的に取り組むべきと考えます。日本は欧米先進国と比較してリスクコミュニケーションのアプローチが乏しい印象を覚えます。検討いただけますようお願いいたします。	ご指摘の点を今後の化学物質管理施策の検討に活かしてまいります。(事務局)

3	北嶋 聡 (薬事・食品衛生審議会)	「目標2への取組」(スライド8)の中では、評価Ⅱまでの言及はありますが、評価Ⅲやリスク評価(二次)の段階での言及が見当たらない点が気になります。これらの段階での方策については、特段考えなくても良い、という理解でよいのでしょうか。	目標の設定につきましては、資料1の3ページに記載するとおり、「化審法施行状況検討会」(2015年度)における提言を受けて設定され、2016(平成28)年10月の3省合同審議会です承されました。目標2は「人の健康又は生活環境動植物への長期毒性を有し、かつ相当広範な地域でリスクが懸念される状況であると判明したものを第二種特定化学物質に指定する」と掲げ、評価Ⅰや評価Ⅱの実績を踏まえた課題改善方策に取り組むこととしました。 なお、10ページに記載したアクリル酸は評価Ⅲの事例であり、目標2への取組として記載した事項は評価Ⅱ以降にも共通した内容となっております。(事務局)
4	和田 勝 (中央環境審議会)	3省合同委員会の委員が、WSSD2020への取組みについて共通認識を得るためのブリーフィングと理解した。そのため舌足らずのところがあるのだろう。パブリックに公表するのであれば、もう少し丁寧な記述が必要だと感じる。	吉岡委員(通し番号2)への回答と同じ。(事務局)
5	鈴木 規之 (中央環境審議会)	3省合同での化審法の運用は全体としてはよく進展してきたと思われる。 個々にはエフォートのバランスのよくない箇所などを再考してもよいと思われるところはある。 リスク評価としての手法のみに固く構成されすぎているところがあるように思われ、知見が不十分であったり、断片的であることに対応するようより複線的に構成する方が今後は良いと思われる。 これにより、手法が複雑になるというような意見はあるかもしれないが、存在する知見に出来るだけ素直に従うことにより、評価の効率化にもつながるのではないかと。	ご指摘の点については、今後の運用の中で十分留意していくとともに、たとえば、Weight of Evidence等の更なる活用など、運用改善に向けて検討してまいります。(事務局)

6	金子 秀雄 (化学物質審議会)	<p>資料に対して異論ありません。ただし、下記につき、技術ガイダンスの見直しの時期等の何かの折にご考慮頂ければ有難く存じます。</p> <p>(今後の取組に対する希望)</p> <p>1. 欧米の信頼性ある公的機関等により作成された評価書を有害性およびリスク評価に積極的に活用することに賛成ですが、鵜呑みにすることなく、評価書の引用文献の精査を含めて常に評価、確認する慎重さを求めたい。</p> <p>2. “生態影響の有害性評価について、各制度間の整合に関して検討を進める”(14 ページ)とありますが、具体的な内容は不明で関連あるかどうかわかりませんが、異なる環境関連法令間で、同一文献に対して採択の可否が異なる場合があるようなので、このような齟齬がないように整合性を取るようにご検討頂きたい。</p> <p>3. “化審法における優先評価化学物質に関するリスク評価の技術ガイダンスの見直しを行う”(14 ページ)と記載されていますが、その際には次をご検討頂きたい。</p> <p>a) 化審法の趣旨である生活環境動植物の保護の観点から、生態毒性試験での試験動物種では、淡水性生物と海水性生物を区別して評価し、リスク評価では国内種(近縁類も含む)の淡水性生物種を優先することを検討頂きたい。</p> <p>b) 信頼性ランク1～4区分の定義が広義、曖昧であるので、これまでの知見を基に、もう少し具</p>	<p>いただいたご意見は今後の技術ガイダンス見直し等の機会に検討いたします。</p> <p>1. ご指摘を踏まえ、文献を精査した上で評価書を作成するよう心がけます。</p> <p>2. 評価の目的により、同一文献に対して採択の可否が異なることはあり得ると考えますが、その理由をよりわかりやすく説明できるよう努めてまいります。</p> <p>3. 技術ガイダンスの見直しの際には、いただいたご意見も参考にしたいと思います。 (事務局)</p>
---	--------------------	--	--

		体的な情報（特に生態毒性に関して）を追記してランクの差異をより明確にした方がよいと考える。理由はキースタディ選定の際の混乱を避けるため。	
7	広瀬 明彦 (薬事・食品衛生審議会)	第二種特定化学物質の指定への対応について、概ね道筋がつきつつあるのであれば、SDGs にむけて数千種類もある PFAS のような一特相当(環境残留性の高い) 物質や脱炭素社会において今後需要が増加する化学物質等に対する評価法の確立への対応にも今のうちから目を配っても良いのではないのでしょうか。	ご指摘の点を今後の化学物質管理施策の検討に活かしてまいります。(事務局)
8	金原 和秀 (化学物質審議会)	東海先生も書かれていましたが、国際的取り組みを把握し、化学物質の管理に関する政策の策定ならびにその支援を行う、科学的知見を持つ人材の育成ならびにその組織の充実は今後重要であると思われまます。特に、継続して取り組める人材の育成、組織の充実は必要不可欠であると考えます。今後の取り組みとしてお考え下さい。	ご指摘の点を今後の化学物質管理施策の検討に活かしてまいります。(事務局)

以下の委員は意見なし

【薬事・食品衛生審議会】 稲見 圭子、小野 敦、齋藤 文代、佐藤 薫、杉山 圭一、頭金 正博、豊田 武士、平林 容子、北條 仁、増村 健一

【化学物質審議会】 石川 百合子、小野 恭子、金藤 博子、坂田 信以、東海 明宏、松江 香織、森田 健、山根 雅之

【中央環境審議会】 白石 寛明、青木 康展、石塚 真由美、山本 裕史、稲寺 秀邦、菅野 純、小山 次朗、田辺 信介、吉岡 義正